

告 示

埼玉県告示第八十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二二―三五―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県狭山市入間川二丁目二千三百三十一番一、二千三百四十三番一、同番二、同番三、同番四、同番十二、二千三百五十四番一

三 雨水流抑制施設の容量

容量 二百九十一・五六立方メートル